

未登記家屋の名義変更届(記載例)

届出をした日付を記入してください。

令和 5 年 9 月 1 日

小山市長 浅野 正富 様

今回届出を行う人を記入してください。

届出者

氏名 **小山 次郎**
 住所 **小山市中央町1-1-1**
 電話番号 **0285-23-1111**

未登記家屋の名義人を下記の通り変更しましたので、届けます。
 なお、今後該当物件に紛争が発生した場合は当事者間にて解決を図り、市へ一切迷惑をかけないことを誓約します。

所在地	床面積(m ²)	種類	構造	備考
中央町1丁目 1-1	30.03	物置	軽量鉄骨造	
名義変更を行いたい家屋を 納税通知書を参照しながらこちらに記載してください				
名義変更になった理由に○をつけてください。				

原 因	平成・令和	添付書類
<input type="radio"/> 売買 <input type="radio"/> 贈与 <input checked="" type="radio"/> 相続 <input type="radio"/> 錯誤 <input type="radio"/> 名称変更(法人) <input type="radio"/> その他	平成・令和 5 年 9 月 1 日	<input checked="" type="radio"/> 印鑑証明書 <input checked="" type="radio"/> 遺産分割協議書(写し) <input type="radio"/> 遺言書 <input type="radio"/> 戸籍謄本 <input type="radio"/> 売買契約書(写し) <input type="radio"/> その他(

新しい名義人の住所氏名生年月日電話番号を記入してください。		実印
住所	小山市中央町1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 小山次
氏名	小山 次郎	
生年月日	明治・大正 昭和・平成 60 年 6 月 25 日	
電話番号	0285-23-1111	<input checked="" type="checkbox"/> 小山太
住所	小山市中央町1-1-1	
氏名	小山 太郎	
生年月日	明治・大正 昭和・平成 10 年 7 月 20 日	
電話番号	0285-23-1111	

※印鑑証明書の添付は必須です。その他にも必要な書類がございますので、
 今までの名義人の住所氏名生年月日電話番号を記入してください。
 実印を押印してください。旧名義人が死亡者の場合は必要ありません。

下記は担当者が記入します。

受付印	受付者	処理項目	チェック	処理者	備考
		入力			
		図面			

未登記家屋の判断方法

未登記家屋かどうかを判断する場合は、毎年送付される納税通知書をご覧ください。

令和 〇〇 年度 固定資産(土地・家屋)課税明細書

宛名コード 123456

区分	所在地	地積・床面積	負担水準	固定資産税	都市計画税
家屋	中央町1丁目1-1	3,000.000	163.20	3,000,000	9,000
家屋	中央町1丁目1-1	30.03	10	4,200	900

① 所在地 ② 床面積 ③ 種類 ④ 構造

課税明細書の家屋番号が記載されていないものが未登記の家屋に該当します。

名義変更に必要な添付書類

印鑑証明書・戸籍謄本・住民票の写し(続柄・本籍地の記載不要)・法人登記全部事項証明書については、名義変更届出前6ヶ月以内に発行したもので、届出時に記載内容に変更が生じていないものを添付して下さい。

相続で名義が変更になる場合

- ・新名義人の印鑑証明書を添付して下さい。
- ・相続人であることが確認できる書類(遺産分割協議書の写し、遺言書の写し、戸籍謄本、法定相続情報等)を添付して下さい。
 ※旧名義人が市外在住の場合
 ・旧名義人が市外在住の場合は死亡したことが確認できる書類を併せて添付して下さい。

贈与で名義が変更になる場合

- ・新旧名義人ともに実印を押印した上で、両方の印鑑証明書を添付して下さい。
- ・贈与証書の写し等、贈与を証明する書類を添付して下さい。

売買で名義が変更になる場合

- ・新旧名義人ともに実印を押印した上で、両方の印鑑証明書を添付して下さい。
- ・売買契約書の写しを添付して下さい。

法人の名称が変更になった場合

- ・法人登記全部事項証明書を添付して下さい。なお、届出書には旧名義人欄に変更前の名称を記入し、新名義人欄に変更後の名称を記入して下さい。

その他の事由により名義が変更になる場合

- ・事情により添付書類が変わるため、担当者にお問い合わせ下さい。

旧名義人が市外在住死亡者だった場合の添付書類の一例(死亡時に市内在住だった場合は必要ありません)

- ・住民票の除票の写し
- ・死亡が記載されている戸籍(除籍)謄抄本及び戸籍の(除)附表

問い合わせ先

小山市役所 理財部 資産税課 家屋係
 TEL0285-22-9434